

指定ごみ袋 粗大ごみ処理券の配付

平成19年度分の指定ごみ袋と粗大ごみ処理券は、自治会等を通じて、1年分を一括配付しています。

自治会等に未加入の方へは「指定ごみ袋引換券」を送付していますので、引換券を持参の上、6月29日(金)までに担当課へ取りに来てください。7月以降に取りに来られた場合は、段階的に配付枚数が減少します。

西条市に住民登録をしていない方や事業所へは、無料配付を行っていませんので、担当課窓口で購入(1枚100円)してください。

■配付枚数(全世帯一律)

○もえるごみ指定袋(大) 110枚(ごみ袋が不足する5人以上の世帯には、年間30枚まで追加配付できます)
○もえないごみ指定袋(大) 20枚

○粗大ごみ処理券 10枚 ■中袋への交換について

大袋から中袋への交換は、中袋の在庫がある限り行います。交換を希望される方は、担当課へご連絡ください。

■ごみ袋の引き取りについて

指定ごみ袋が余っている場合は、担当課へ持参いただければ引き取ります。

1年間の使用枚数が配付枚数以内におさまるよう、ごみの減量化・資源化にご協力ください。

■問合せ

- 市庁舎別館衛生課 廃棄物対策係 (内線2452)
- 東予総合支所市民福祉課 生活環境係 (内線155)
- 丹原総合支所市民福祉課 市民生活係 (内線209)
- 小松総合支所市民福祉課 市民生活係 (内線132)

生ごみ処理機等の購入費を補助します

生ごみの減量化と資源としての堆肥化の推進のため、生ごみ処理機などを購入される市内の一般家庭に対して補助金を交付しています。

■補助の内容

- 生ごみ処理機 補助率 2分の1、補助金 上限額 2万円、補助対象基数 1世帯1基まで
- 生ごみ処理容器 補助率 2分の1、補助金

身近な商店街の 商品券

加盟店が増えて更に便利に!

西条商店街協同組合が発行する商品券は、これまで旧西条市域の商店街加盟店でしかご利用できませんでしたが、4月からは旧東予市・小松町域の商店街にも加盟店が広がります。

ますます便利になった商品券を、ぜひご利用ください。

商品券 Q & A

Q1: 額面はいくらですか?

A: 1,000円です。

Q2: 有効期限はありますか?

A: 有効期限は商品券に記載してあります。

Q3: 加盟店は何店舗ぐらいですか?

A: 旧西条市域: 63店舗
旧東予市域: 27店舗
旧小松町域: 5店舗
西条商店街協同組合のロゴマーク(右写真)が目印です。

Q4: 商品券はどこで購入できますか?

A: 「共通商品券販売所」と記載したステッカーのあるお店で購入できます。ステッカーには、ロゴマークが記載されています。



平成21年5月までに 裁判員制度がはじまります!

ここからはじまる! 裁判員制度 Q & A

Q: 裁判員となるために仕事を休むことができますか? また、仕事を休んだことで会社から解雇されるようなことはありませんか?

A: 裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。

従業員が裁判員として刑事裁判に参加しやすくするため、各企業において、裁判員になる場合に対応した休暇制度を設けるなど、労使の自主的な取り組みが行われることが期待されます。

詳しくは… 松山地方裁判所のホームページ
URL <http://www.courts.go.jp/matsuyama/>

詳しくは、西条商店街協同組合へ。

旧西条市域: メガネのタカセ TEL0897-56-1700
旧東予市・小松町域: ラ・セゾン TEL0898-64-2240